

学校法人 愛知理容学園寄附行為

学校法人愛知理容学園寄付行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人愛知理容学園と称する

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を名古屋市千種区今池二丁目1番14号、
アリアーレビューティー専門学校内に置く。

第2章 目的及び設置する学校

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法の精神に従い理容及び美容に関する教育を行うことを目的にする。

(設置する学校)

第4条 この法人が前条に規程する目的を達成するために設置する学校は、次に掲げるものとする。
アリアーレビューティー専門学校 衛生専門課程

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 7人
- (2) 監事 2人

2 理事のうち1名を理事長とし、理事会において選任する。

(理事の選任)

第6条 理事となるものは、次の各号に掲げる者とする。

- (1) アリアーレビューティー専門学校長。
- (2) 評議員のうちから評議員の互選により定められた者2人。
- (3) この法人に関係ある学識経験者又は功労者のうちから前2

号に規定する理事の過半数により選任された者4人。

2 前項第1号及び第2号に規定する理事は、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任及び職務)

第7条 監事は、この法人の理事、職員（校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者で、評議員会の同意を得て、

理事長が選任する。

2 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監視すること。
- (2) この法人の財産の状況を監視すること。
- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを愛知県知事に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事会に対して評議員会の招集を請求すること。
- (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(親族関係者等の制限)

第8条 この法人の役員は、各役員について配偶者又は3親等以内の親族その他特殊な関係がある者が1人を超えて含まれることになってはならない。

2 この法人の監事は、相互に親族その他特殊な関係がある者であってはならない。

(役員任期)

第9条 役員(第6条第1項第1号の規定により理事となる者を除く。この条中以下同じ。)の任期は3年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、その任期満了の後でも後任の役員が選任されるまでなお、その職務を行う。

(役員補充)

第10条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第11条 役員が次の各号の1に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議

決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為にいちじるしく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務にいちじるしく違反したとき。
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了。
- (2) 辞任。
- (3) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(役員報酬)

第12条 役員は、その地位について報酬を受けることができない。

(理事会)

第13条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを召集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため、過半数に達しないときは、この限りではない。
- 10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思表示した者は出席者とみなす。

- 11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 12 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第14条 法令及びこの寄附行為の規則により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(理事長の職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

第16条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第17条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において指名された理事がその職務を代理し、またその職務を行う。

(議事録)

第18条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した理事全員が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第19条 この法人に評議員会を置く。

2 評議員会は、15人以上21人以内の評議員をもって組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内にこれを招集しなければならない。

- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければその議事を開き、議決をすることができない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもってあらかじめ意思表示した者は出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 前項の場合において、議長は評議員として議決に加わることができない。
- 12 定期評議員会は毎年2月及び5月にこれを開く。

(議事録)

第20条 第18条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「出席した理事全員」とあるのは「議長及び出席した評議員のうちから選任された評議員2人以上」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第21条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算・借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分。
- (2) 事業計画。
- (3) 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄。
- (4) 寄附行為の変更。
- (5) 合併。
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散。
- (7) 寄附金品の募集に関する事項。
- (8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの。

(評議員会の意見具申等)

第22条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第23条 評議員となるものは、次の各号に掲げる者とする。

- (1) アリアーレビューティー専門学校長。
 - (2) この法人の職員のうちから職員の互選により選任された者1人以上～2人以内
 - (3) この法人の設置した学校を卒業した者で年齢25年以上のものの中から理事会において選任された者1人以上～2人以内。
 - (4) 理事のうちから理事の互選により選任された者2人。
 - (5) この法人の設置する学校に在籍する生徒の保護者のうちから理事会において選任された者3人。
 - (6) この法人に関係ある学識経験者又は功労者のうちから評議員会において選任された者7人以上～11人以内。
- 2 前項第1号、第2号、第4号及び第5号に規定する評議員は、その選出基盤の職又は地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(準用)

第24条 第8条第1項及び第12条の規定は、評議員について準用する。

(評議員の任期)

第25条 評議員(第23条第1項第1号の規定により評議員となる者を除く。この条中以下同じ)の任期は3年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第26条 評議員が次の各号の1に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了。
- (2) 辞任。

第5章 資産及び会計

(資産)

第27条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入される財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入される財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第29条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第30条 基本財産及び運用財産の積立金は、確実な有価証券を購入し又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第31条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生じる果実、授業料、入学金、試験料、その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第32条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算及び事業計画)

第33条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第34条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又

は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

（決算及び実績の報告）

第35条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

（財産目録等の備付け及び閲覧）

第36条 この法人は、前項の書類及び第7条第2項第3号の監査報告書を事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

（資産総額の変更登記）

第37条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により会計年度終了後2月以内に登記しなければならない。

（会計年度）

第38条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第6章 解散及び合併

（解散）

第39条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決。
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決。
- (3) 合併。
- (4) 破産。
- (5) 愛知県知事の解散命令。

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては愛知県知事の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては愛知県知

事の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第40条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益法人に帰属させるものとする。

(合併)

第41条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、愛知県知事の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第42条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、愛知県知事の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、愛知県知事に届け出なければならない。

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第43条 この法人は、第36条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を常に事務所に備えて置かななければならない。

- (1) 寄附行為。
- (2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書。
- (3) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類。
- (4) その他必要な書類及び帳簿。

(公示)

第44条 この法人の広告は、アリアーレビューティール専門学校掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第45条 この寄附行為施行についての細則、その他この法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

第46条 この法人の設立当初の役員は、次の通りである。

理事長 伊藤 鉄三郎

理事 小沢 義雄

同 横井 公一

同 服部 正一

同 中村 良作

同 渡辺 綱慶

同 細川 鉄二郎

同 稲葉 信一

同 土屋 八郎

同 広村 喜芳

監事 深津 一久

同 村田 芳男

同 赤堀 専吉

附則

1. 第14条第3号に規定する評議員の資格を有する者の生ずるまでは、この法人に関係ある学識経験者、又は、功労者のうちから評議員会において選任された者をもってあてる。
2. 昭和37年12月4日第5条役員第8条理事の選任の一部改正施行する。
3. 昭和39年1月20日第2条事務所の所在地変更施行する。
4. 昭和41年6月2日第8条1号、第14条1号改正施行する。
5. 昭和45年5月30日第10条改正施行する。
6. 昭和48年6月1日第5条、第8条2号、3号、第13条、第14条、2、3、4、5、6号改正施行する。
7. 昭和49年10月22日第4条2項改正施行する。
8. 昭和51年4月1日（第4条第1項課程名）改正施行する。
9. 昭和54年5月5日（第2条所在地）改正施行する。
10. 昭和56年4月1日（第4条第1項課程名）改正施行する。
11. 改正寄附行為は、愛知県知事の認可の日（平成3年1月29日）より施行する。
12. 平成16年4月1日（第2条・第4条・第6条第1項第1号・第23条第1項第1号・第42条校名、第3条目的）改正施行する。
13. この改正寄附行為は、愛知県知事認可の日（平成17年6月6日）から施行する。
14. 平成21年4月1日（第2条・第4条・第6条第1項第1号・第23条第1項第1号・第42条校名）改正施行する。
15. 平成22年4月1日（第4条）改正施行する。